

令和4年3月8日

参議院自由民主党政策審議会
会長 藤井 基之 様

一般社団法人 日本精神科看護協会
会長 吉川 隆 博



精神保健医療の現状に関する意見について

本協会は、精神保健医療福祉の現場で勤務する看護師・准看護師を主な会員とする団体として、「こころの健康を通してだれもが安心して暮らせる社会づくり」をめざして活動しております。

全国の精神科医療・看護の現場では、地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化・強化、連携の推進に向けた取組が積極的に行われているところです。精神科医療に従事する看護者として、精神障がい者をはじめ、こころの健康問題を抱える人々が安心して暮らせる社会をつくるために、以下の項目について要望いたします。

記

1. 精神科医療機関における看護師の処遇改善について

精神科医療機関における看護職員に関しても雇用管理等の環境整備とともに、賃金引き上げにつながるよう、処遇改善の対象に加えて頂きたい。

2022年2月より、コロナ医療など一定の役割を担う医療機関の看護職員を対象に、賃金を引き上げるための処遇改善の仕組みが創設されました。しかし、新型コロナウイルス感染症への対応に関しては、今回の処遇改善制度に該当しない多くの医療機関で取り組まれており、精神科医療機関もその一翼を担っています。

精神科医療機関では、病棟内でのソーシャルディスタンスの確保、アルコール等消毒剤設置（誤嚥の発生）、マスク装着等の衛生管理の徹底が難しく、看護職員には業務量や業務時間の増加等の大きな負担がかかっています。また、感染症対策に伴う看護職員の加配等を実施することによって、感染症病床以外の看護職員も疲弊しており、その影響が精神疾患を治療している入院患者へのケアの質にも影響しかねません。そのため、精神科医療機関における看護職員についても、処遇改善がされるよう、医療機関等に対する経営支援をさらに充実するよう要望いたします。

2. 国民の心の健康教育（精神疾患教育）について

精神疾患は、誰でもかかりうる病気であることから、国民の心の病気に関する正しい知識を普及させるための教育を義務教育から導入することを強く要望します。

2022年4月から日本の高等学校学習指導要領改訂により、精神保健教育の中で「精神疾患の予防と回復」の項目が盛り込まれることになりました。このような教育的取り組みは、偏見の解消や病気の早期発見につながるものであると評価できますが、知識を得るだけではスティグマを付与することにもなりかねません。

日本を含む近年の国際調査や研究では、4～5人に1人が一生のうちに精神疾患にかかり、その半分が15歳までに発症していることが報告されています。また、精神疾患においても早期発見・早期治療が回復への鍵となりますが、10代の子供たちは第二次性徴のため心身のバランスを崩しやすく、周囲も精神疾患の発症に気づきにくいということもわかっています。

このような現状を踏まえると、高等学校のみで教育を受けるだけでは不十分であり、義務教育から高等教育課程まで一貫した教育及び啓発を進める必要があります。具体的な教育の実施においてこのころの病気を正しく理解するためには、医師、看護師等の精神保健従事者と学校保健が連携して教育や啓発を推進していく必要があるため、学校教育の制度改正並びに心の病気の教育と啓発に伴う必要な予算措置を強く要望します。

以上